

国空安政第 137 号
令和 6 年 4 月 15 日

定期航空協会会長 殿

国土交通省航空局安全部
安全政策課長
(公 印 省 略)

電動車椅子におけるバッテリーの確認方法について

航空機で電動車椅子を安全に輸送するための基準は、従来より別添のとおり周知してきたところですが、今般、電動車椅子のバッテリーを現物にて確認できないことを理由に搭乗を拒否する事案が発生しました。

電動車椅子の航空輸送については、国際規則及びこれに基づく国内規則により、そのバッテリーの種類によっては貨物室での搭載方法に注意を要する場合がありますことから、受託に当たってバッテリーの種類を確認を求めています。国土交通省航空局では、旅客からの書類提供や口頭による申告も含めた何らかの方法によりバッテリーの種類を確認し、これに基づいて適切に搭載することを求めており、必ずしもバッテリーの現物確認まで求めている訳ではありません。なお、別添で一部の種類のバッテリーに対して求めている装着状態の確認についても、カバーにより密閉されていてバッテリーが露出していない場合には、カバーに大きな割れ等がないことを確認することでよく、カバー内部のバッテリーを確認することを求めている訳ではありません。

本年 4 月より障害者差別解消法が改正され、輸送事業者に対し障害者に対する合理的配慮が義務付けられているところ、電動車椅子のバッテリーの現物確認ができないことをもって、差別的な取り扱いをすることのないよう、貴傘下会員へあらためて周知願いたい。

以上